様式第４号

**配置予定技術者調書**

申請者：

１　統括管理業務

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配置予定技術者の従事役職 | |  |
| 配置予定技術者の氏名 | |  |
| 所属会社名 | |  |
| 法令による資格  (合格日、合格番号) | | （　　　　　年　　月　　日　合格）  （合格番号　　　　　　　　　　　） |
| 実務経験年数 | | 年　　月 |
| 実務経験の概要 | 業務名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 実務期間 |  |
| 従事役職 |  |
| 業務概要 |  |

２　計画的維持管理業務

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配置予定技術者の従事役職 | |  |
| 配置予定技術者の氏名 | |  |
| 所属会社名 | |  |
| 法令による資格  (合格日、合格番号) | | （　　　　　年　　月　　日　合格）  （合格番号　　　　　　　　　　　） |
| 実務経験年数 | | 年　　月 |
| 実務経験の概要 | 業務名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 実務期間 |  |
| 従事役職 |  |
| 業務概要 |  |

３　日常的維持管理業務

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配置予定技術者の従事役職 | |  |
| 配置予定技術者の氏名 | |  |
| 所属会社名 | |  |
| 法令による資格  (合格日、合格番号) | | （　　　　　年　　月　　日　合格）  （合格番号　　　　　　　　　　　） |
| 実務経験年数 | | 年　　月 |
| 実務経験の概要 | 業務名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 実務期間 |  |
| 従事役職 |  |
| 業務概要 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配置予定技術者の従事役職 | |  |
| 配置予定技術者の氏名 | |  |
| 所属会社名 | |  |
| 法令による資格  (合格日、合格番号) | | （　　　　　年　　月　　日　合格）  （合格番号　　　　　　　　　　　） |
| 実務経験年数 | | 年　　月 |
| 実務経験の概要 | 業務名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 実務期間 |  |
| 従事役職 |  |
| 業務概要 |  |

（注意事項）

１　資格については、それを証する書類の写しを添付すること。添付されてない場合は、当該資格を有しているとは認めない。

２　法令による資格については、第３項（配置予定技術者の要件）を満たす内容を記入すること。要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。なお、本調書の項目を満たせば、別紙添付でも可とする。

３　配置予定技術者の要件

次の資格を有する者を配置できること。

（１）統括管理業務に配置できる次の各号に掲げるいずれかの技術者を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き３か月以上の雇用関係を有すること。

ア　技術士（技術士法（昭和５８年法律第２５号)による第２次試験のうち、技術部門について上下水道部門（選択科目を下水道に限る。）又は総合技術監理部門（上下水道部門に限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。以下「技術士（下水道）等」という。）等の下水道法施行令第１５条各号に規定する資格を有する者

イ　土木工事に関する主任技術者又は監理技術者（建設業法第２７条の１８第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者。以下同じ。）を有する者

ウ　日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者等の下水道法施行令第１５条の３各号に規定する資格を有する者

（２）計画的維持管理業務に配置できる次の各号に掲げるいずれかの技術者を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き３か月以上の雇用関係を有すること。

ア　日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者等の下水道法施行令第１５条の３各号に規定する資格を有する者

イ　技術士（下水道）等の下水道法施行令第１５条各号に規定する資格を有する者

（３）日常的維持管理業務に配置できる次の各号に掲げるそれぞれの技術者を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き３か月以上の雇用関係を有すること。

ア　土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を有する者

イ　日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者等の下水道法施行令第１５条の３各号に規定する資格を有する者